

徳島県告示第四百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和七年九月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 クスリのアオキ大麻店

所在地 鳴門市大麻町板東字西山田二一九番一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町二五二番地	青木 宏憲

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町二五二番地	青木 宏憲

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和八年五月五日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、二四一平方メートル

6 大規模小売店舗の概要

施設に関する事項	届出事項							概要
	駐車場	位置	収容台数	駐輪場	位置	収容台数	荷さばき施設	
施設の運営方法に関する事項	管施設	位置	容量	廃棄物等の保	面積	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり	八・四〇立方メートル
	小売業を行う者の開店時刻	午後九時		小売業を行う者の閉店時刻	午後十二時		縦覧に供する添付書類に示すとおり	午後十二時
	小売業を行う者の閉店時刻	午後十二時		小売業を行う者の開店時刻	午後九時		縦覧に供する添付書類に示すとおり	午後九時
	来客が駐車場を利用することが	午前八時三十分から翌日の午前零時三十					縦覧に供する添付書類に示すとおり	午前八時三十分から翌日の午前零時三十

できる時間帯			分まで
駐車場の自動車の出入口	出入口の数		二箇所
	位置		縦覧に供する添付書類に示すとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯			午前五時から午後十時まで

二 届出年月日

令和七年九月四日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所

徳島県経済産業部企業支援課及び鳴門市産業振興部商工政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び鳴門市産業振興部商工政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。